

# よく分かる福祉講座

## ～ ③ 介護保険編 ～

町の福祉施策について、皆さんに広く知っていただくため、3回シリーズで「福祉講座」を掲載しています。

最終回は、高齢者福祉施策の介護保険について、Q&Aを交えて紹介します。



### 介護保険制度は、みんなで支え合う仕組みです

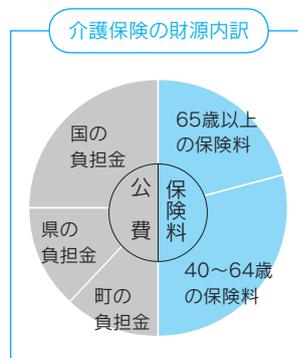
#### ▶ 介護保険制度とは…

現在、日本では高齢化が進む一方、生まれてくる子どもの数はそれほど増えないため、少子高齢化が急速に進み、介護の問題が年々深刻になっています。

介護保険制度は、この問題を社会全体で解決するために2000年からスタートした社会保険制度で、40歳以上の国民すべてを被保険者としています。

制度は、40歳以上の被保険者から集めた保険料と、国や地方自治体の負担金(公費)で運営されており、40歳以上の方が「特定疾病」になった場合や、65歳以上の方に介護が必要となった場合には、さまざまな介護サービスを1割の個人負担で利用できます。

介護サービスを受けるためには、まず要介護認定を受ける必要がありますので、町高齢者支援センター(町福祉課内)までお気軽にご相談ください。

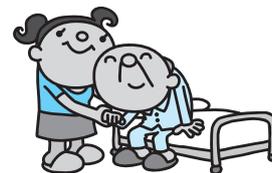


#### ▶ 介護サービスの種類

介護保険では、要介護認定を受けた方が各種介護サービスを利用する際は、ケアマネジャー(介護支援専門員)が中心となり、ケアプランを作成します。

このプランに基づき、必要な介護サービスが提供されます。(介護度により利用できる介護サービスが異なります)

介護サービスには、次の2つがあります。



##### ① 在宅介護サービス

介護や身の回りの世話をホームヘルパーが援助したり、入浴介護サービス、ディサービス、介護施設への短期入所、福祉用具の貸与等、さまざまなサービスがあります。



##### ② 施設介護サービス

介護保険施設に入所し、介護や看護、リハビリテーション、療養等のサービスを受けることができます。

介護保険施設には、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3つがあります。

#### ▶ 介護予防事業に参加しませんか？

町では、要介護状態になることをできるだけ防ぐことや、要介護状態になっても状態の悪化を防ぐことを目的に、介護予防事業を実施しています。

この事業では、要介護者である高齢者が快適に日常生活を続けられるよう、「元気はつらつ教室」や「お達者セミナー」等を開催していますので、ぜひご参加ください。



## 要介護認定の申請について

**Q** 要介護認定の申請は、いつすればよいですか？

**A** 介護サービスが必要になった時に行ってください。将来、介護サービスを利用したいと思っても、あらかじめ申請する必要はありません。

**Q** 要介護認定の結果は、一度認定されたら変わらないのですか？

**A** 要介護認定には有効期間があります。本人の状態の変化に応じて、見直し(要介護区分の変更申請)を行うことができます。

**Q** 要介護認定の結果が出るまでは、介護保険のサービスを利用できないのですか？

**A** 結果が出る前でも、緊急、その他やむを得ない理由があれば、サービスを利用することができます。

ただし、要介護認定の結果が、非該当となった場合は、介護保険の適用となりませんので、全額自己負担となります。



**Q** 病院に入院中ですが、要介護認定の申請が必要ですか？

**A** 入院中は医療保険が適用されるので、基本的には申請の必要はありません。ただし、介護保険の対象となる病院(介護療養型医療施設)の場合は、介護保険が適用されるので、要介護認定の申請が必要となります。

また、退院後、介護保険を利用する場合は、要介護認定が必要となりますので、入院している病院や町高齢者支援センター(町福祉課内)等に相談ください。

## サービスの利用について

**Q** 介護サービスの自己負担はどのくらいかかりますか？

**A** 原則、かかった費用の1割が負担となります。なお、施設サービスを利用した場合は、居住費・食費等の負担も必要となります。

また、居宅サービス・介護予防サービスを利用した時は、要介護度ごとに、月々に利用できる金額の上限が設けられており、利用限度額を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額自己負担となります。

ただし、介護保険料を滞納している場合は、滞納期間に応じて利用者負担額が大きくなる等の制限があります。

**Q** 自己負担が大きくなると大変なのですが…

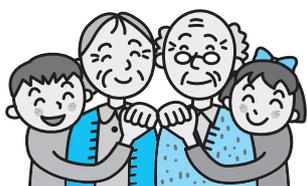
**A** 同じ月に利用したサービスの利用者負担額(合計)が高額になり、一定額を超えた場合は、超えた分を「高額介護サービス費」として後から支給し、利用者の負担を軽減する制度があります。該当する方には、町から申請書を送付しますので、忘れずに申請してください。

また、施設サービスを利用して所得が少ない方に対しては、施設サービスでの居住費と食費の負担を軽減する制度があります。この制度は、本人やご家族等の所得に応じて、自己負担の限度額を設けるものです。給付を受けるためには、事前の申請が必要です。

**Q** 同居家族がいるとサービスが受けられないと聞いたのですが…

**A** 要介護認定は、本人の心身の状況等により、どのくらいの介護が必要かを訪問調査や審査等を通じて判定します。また、介護サービスは、要介護度に応じて必要なサービスを利用者が選択しながら利用できます。

家族が多いからといって、介護度が低くなったり、サービスが受けられないといったことはありません。(ただし、同居家族がいる場合には、利用できない生活援助もあります。)



### ※お問い合わせ先

- 町福祉課(担当:馬野/青池)
- 町高齢者支援センター

(町福祉課内)  
☎ 32-6704

# 美浜発電所の状況



革新的エネルギー・環境戦略策定を受け山口町長が緊急記者会見を開催

9月14日、山口町長は、町役場で緊急の記者会見を開きました。

この会見は、国が福島第一原子力発電所事故以降、閣僚で構成するエネルギー・環境会議で議論してきた今後の原子力を含むエネルギー政策が「革新的エネルギー・環境戦略」として取りまとめられたことを受けて行ったものです。

会見で山口町長が発言した内容は次のとおりです。

本日、エネルギー・環境会議において、福島第一発電所事故後に、白紙から見直すときれてきたエネルギー政策の方向性が革新的エネルギー・環境戦略としてまとめられた。

美浜町は、これまで半世紀にも亘って、住民の理解や協力の下に、過去には美浜2号機蒸気発生器伝熱管破損事故(平成3年2月9日)や、死傷者も出した美浜3号機2次系配管破損事故(平成16年8月9日)等、原子力史上、重大な事故を経験しながらも、国策としての原子力政策に協力し、更なる安全・安心を常に追求しつつ原子力発電との共生を進め

てきた。

そうした中で、昨年3月の福島第一原子力発電所事故を受けて、政府ではエネルギー政策議論が進められ、本年6月末には、2030年における原子力発電の割合として3つのシナリオが決定され、国民的な議論を経て今年8月にも新たな原子力政策の方向を示す革新的エネルギー・環境戦略を決定するとされてきた。

町では、全国の立地自治体等で構成した「全国原子力発電所所在市町村協議会」や、県内の立地自治体で構成した「福井県原子力発電所所在市町協議会」でも、福島事故の早期収束や被災地の復旧・復興を大前提として、その政策議論に対して要請してきたが、当時、夏に取りまとめるとして意見は聞いてくれたものの、今回の政策の方向としては示されなかった。

私としては、福島事故の前後において、我が国が原子力発電を必要としてきた環境や背景には何等変化はなく、昨今の中東情勢の悪化や再稼働できないことによる3兆円にも上る国富の流出、原子力発電を選択しないことによる地球環境問題への対応、国民生活や経済活動への影響懸念からも、原子力発電は今後においても基幹電源であり続けるべきとの



↑原子力発電の必要性等について話す山口町長

認識から、最低でも現状程度以上の割合を維持して行くことが必要であるとの考えを持っており、福島事故直後からも政府をはじめ民主党等に対しても幾度となく訴え、町民に対しては丁寧な説明を続け理解を求め、報道等の取材を通して、いわゆる脱原子力発電を唱える全国の方々の批判を受けつつも、その立場を広く、また強く示してきた。また、その思いは、県内立地自治体とも共有しながら、国益に適った方向性が示されることを真に願いつつ、行動を共にしてきた。

本年8月末には、全国各地で開催された意見聴取会や討論型世論調査、更には、国民の意見を幅広く受け付けるパブリックコメントにより、即時ゼロを求める意見が8割も

## 美浜1号機

第25回定期検査中

(平成22年11月24日)

## 美浜2号機

第27回定期検査中

(平成23年12月18日)

## 美浜3号機

第25回定期検査中

(平成23年5月14日)

占めたとの分析結果から「過半の国民が原発に依存しない社会の実現を望んでいる」と総括された。そもそも3つのシナリオについても、その前提となる経済成長率も本年7月にまとめられた日本再生戦略との矛盾や、ゼロとした場合の電気料金の上昇等も含め、「原子力発電をゼロとすることによるリスク」について、本来なら国民に詳しく説明し、理解を求めて行くことが政治の責任であったと思うが、そのことを欠いた中で、福島だけを見た意見をくみ取り取りまとめたことは、拙速で短絡的であったと言わざるを得ない。

また、報道等で漏れ聞く中で、核燃料サイクル廃止を打ち出したかと思えば、青森県の反発から維持継続とする等、玉虫色に修正を加えてきた点が多々ある。

野田首相は就任直後には「電力は経済の血液であり、国民生活の基盤」との認識を示し、また、大飯3・4号機の再稼働に際しても、「原発を止めたままでは日本の社会は立ち行かない。重要な電源である」と明言されてきた。また、経済界や有識者等から多くの矛盾や課題が指摘される中にも、「民意」といった、政治的な責任を果たしているかのような大義名分を盾とし、急転直下のごとく「2030年代に原発稼働ゼロを目

指す」と発表されたことは、誠に遺憾に堪えないところであり、到底受け入れることができない。

また、原発に依存しない社会の実現に向け、次の3つの原則を明示した。

① 40年運転制限を厳格に適用する

② 原子力規制委員会の安全確認を得たもののみ再稼働とする。

③ 原発の新設・増設は行わない。

まず、40年運転制限について、これまでからも科学的・技術的な根拠を明確にしての運用や説明を求めているところであり、改正された法律にも1回に限り最長20年の延長を認めるとされており、確認して行く必要がある。

また、新増設は行わないということについても、その具体的な内容、方針について説明を求めたいと考える。美浜町でも事業者がリプレイスに向けた自主調査が進められてきたところでもあるが、既に建設が進む発電所も含めて、確認をしていきたい。

更には、原子力発電をゼロとすることによって、

① 経済や国家の成長が本当に可能であるのか。

② 国民生活の安定向上が図れていくのか。

③ 資源小国であるが故のエネルギー安全保障が確保できていくのか。

④ 地球温暖化対策として温室効果ガス削減を如何に図っていくのか。

⑤ 今後の廃炉やこれまでにサイト内にたまり続けてきた使用済燃料や放射性廃棄物の課題を着実に解決して行くことが可能なのか。

⑥ 人材の確保や育成ができるのか。

⑦ 世界からの理解が得られるのか。

⑧ プラントの輸出をして行くとしているがその責任を将来に亘って果たして行けるのか。

等、山積する多くの課題が実現可能であるのか具体的に示していただかねばならない。

加えて、今回示された革新的エネルギー・環境戦略を推進していくということは、半世紀にも亘り、国策への献身的な立地地域の信頼をも踏みにじるものであり、今般示されたエネルギー政策について詳細な説明を求めた上で、立地自治体としての意見をとりまとめ、行動を起こしていきたいと考える。

国から革新的エネルギー・環境戦略の内容を聴取

9月19日に、町役場で、去る9月14日にエネルギー・環境会議が策定した革新的エネルギー・環境戦略についての説明会を開催しました。

当日は、山口町長をはじめ、町議会議員、また、町の幹部職員も出席し、経済産業省資源エネルギー庁原子力発電立地対策・広報室の山田室長から説明を受けました。

説明会での質疑応答(一部)は次のとおりです。

**問1** 半世紀に亘って国策に協力してきた我々にとつて、この決定は、**国と立地住民の強い信頼関係を一瞬**



↑革新的エネルギー・戦略の説明を聞く出席者

にしてなくす内容。政治主導であっても、180度政策を転換するといふ場合には、まず、立地自治体にもって説明すべきだ。

**答1** これまで皆様の要望・意見については把握をしており、できる限りことはさせていたのだが、結果として、こういう形となった。この戦略を踏まえ、引き続き、皆様の意見を伺いながら進めていきたい。

**問2** 原子力発電所の40年運転制限を厳格にと書いているが、何を根拠にして40年というのか。

**答2** 40年運転制限は、本日設立した原子力規制委員会が科学的・技術的に運用することとなる。

**問3** 原発の新設・増設は行わないとしながら、建設中の原子力発電所は建設継続を容認するとしている。



↑出席者の質問に答える山田広報室長

守れない方針を決めることはおかしい。

**答3** 新規・増設は、さまざまな状況にある。個別に対応策を戦略で決めた訳ではないため、具体的な適用方法については、これから検討していくこととなる。

**問4** 2030年代に原子力をゼロとするならば、原子炉の廃炉費用や放射性廃棄物の処理、核燃料サイクルに関わる事業、いわゆるバックエンドを明確にすべき。

**答4** 使用済燃料の処分は避けて通れない問題である。これから処分方法も研究をしていくが、これまで以上に一生懸命取り組んでいかなければならない。

**問5** 40年運転制限を厳格に適用するならば、立地地域対策も同時に提示し理解を求めべき。

**答5** 立地地域の皆様のご意見は、非常に重要であるため、皆様方と向き合って丁寧に進めていきたい。

**問6** 2030年代原発稼働ゼロを目指すと言うが、本当に実現可能と考えているのか。

**答6** 非常に困難な問題であるが、国としては、まず、あらゆる政策資源を全力で投入する。

**問7** 政府のやってみなければ分からないという無責任な対応はいかがなものか。原子力ゼロにするならば、国民に対して電気料金も上がる等といった情報も伝えた上で決定すべき。

**答7** 今後、政策資源を投入していくが、先を確実に見通すということが困難であるため、柔軟性を持った形になっている。

**問8** 再生可能エネルギーについて、太陽光や風力発電等いろいろあるが、再生エネルギーという言葉に国民が踊らされているように感じる。現実には、これだけの発電量が可能なのか。

**答8** 太陽光発電を実際に普及していく場合、現在、住んでいる家を改修しながら設置していかなければならず、風力発電についても、広大な面積が必要であるといった課題があることも承知の上で取り組まなければならない。従って、今後こういったことを国民に提示して目標や負担を共有しながら進めていかなければならない。

質疑後、山口町長は、次の2点について強く求めました。

●(再稼働等)国は、原子力規制委員会の判断を、きちつと捉えて国民に発信し、その後、立地自治体の理解を

得て進めるといふプロセスを厳格に実行すべきである。

●今回の戦略策定にあたり、米国の反発で方針を変えたという報道があった。これは、原子力の長い歴史が伝承されていないことによるものだ。今後は、原子力政策の基本は経済産業省(資源エネルギー庁)がしっかりと示していくべきであり、福島事故を踏まえても、原子力をゼロにすることが未来への責任を果すことではない。夢のある日本を創っていくことが責任である。

町では、今後も町議会と連携しながら、原子力をはじめとする国のエネルギー政策の動向を注視し、必要に応じて国に説明を求め、原子力発電の必要性を訴えていきます。



↑原子力発電の必要性を訴える山口町長

# 野外焼却（野焼き）には

## ご注意ください

**町** 内では、最近、廃棄物の焼却、いわゆる野焼きに関する通報が頻発しています。

野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、一部の例外を除き禁止されています。これに違反した場合、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金（または両方）が科せられます。

また、法人等の従業者等がその業務に関し廃棄物を野外焼却した場合には、法人等に対し3億円以下の罰金が科せられます。

### 例外として

#### 野外焼却が認められる場合

- ① 環境省令（施行規則）で定める構造を有する焼却設備を使い、環境大臣が定める方法で行う焼却
- ② 法令またはこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- ③ 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

④ 震災、風水害、火災、凍霜害、その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却

⑤ 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

▽ どんど焼き等の行事における門松やしめ縄等の焼却

⑥ 農業、林業、または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

▽ 稲わらの焼却、田畑の畦道の焼却

※ 害虫駆除や最低限度の肥料採り等が該当します。農家だからといってすべての野焼きが除外されているものではありません。

⑦ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

▽ 落ち葉焚き、キャンプファイヤー

※ 煙の量や臭い等が近隣の迷惑にならない程度の燃焼行為のことです。苦情が発生した場合は軽微なものとして認められません。

### 野焼きが禁止される理由

エコル美方等の廃棄物処分場（焼却施設）では、高温でも管理された焼却が行われています。焼却に伴い発生する排ガスについては、高度な設備で処理されますが、野焼きでは、有害物質の発生が避けられません。

野焼きは、廃棄物の不適正処理であり、焼却時に発生する煙（排ガス）による周辺環境への影響が懸念されます。また、臭気等により近隣住民に迷惑をかけ、さらには、火災を引き起こす危険性もあります。

これらの被害を防ぐためにも廃棄物の適正な処分にご協力ください。



### ※お問い合わせ先

町住民環境課(担当・田村)

☎ 32-6703



## 三方五湖一斉清掃にご協力いただき、ありがとうございました

9月23日に三方五湖保全対策協議会の主催で実施した三方五湖一斉清掃には、約400人の方にご参加をいただきました。参加してくださった皆さんにお礼申し上げます。

皆さんのご協力のおかげで、燃えるごみ300kg、燃えないごみ100kgを収集することができました。

三方五湖保全対策協議会では、今後も、三方五湖の環境と景観の保全を目的とした清掃活動を行っていく予定です。今後とも皆さんのご協力をお願いします。



↑ 久々子湖畔を清掃する参加者